

質問に対する回答書

件名：「高校教育改革推進支援」業務委託

NO.	項目	内容	回答
1	募集要項 3業務の実施方法 4応募資格	本業務について、単一の企業・団体ではなく、複数の企業・団体が共同体（コンソーシアム）を結成して共同で企画提案に応募することは可能でしょうか。また、共同体での応募が可能な場合、以下の点についてご教示ください。 ア．入札参加資格の要件について共同体を構成するすべての企業・団体が「4応募資格(2)」に定める「千葉県物品等入札参加資格（委託）」を有している必要がありますでしょうか。あるいは、代表者のみが有していれば応募可能でしょうか。 イ．提出書類の記載・提出方法について共同体で応募する場合、応募申請書（様式第1号）の代表者名や、企業（団体）概要（様式第3号）などの提出書類は、代表者のみの情報を記載・提出する形でよろしいでしょうか。構成員全員分の書類提出が必要など、特有のルールがございましたらご教示ください。	今回のプロポーザルについて、複数の企業・団体が共同体（コンソーシアム）による応募申請は認めておりません。
2	募集要項 11委託契約(2)主な留意事項オ	「業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると委託者が判断した場合は認めるものとし、事前に委託者に書面で協議し、承諾を得るものとする。」一部再委託を行う場合、企画提案時に「再委託予定調書（様式第4号）」を提出することとなっておりますが、この「事前に書面で協議し、承諾を得る」タイミングや具体的な手続きは、以下のどちらの想定でしょうか。あるいは、別途異なる手続きが必要でしょうか。 ①契約締結前（選定段階）：企画提案時に提出する「再委託予定調書（様式第4号）」の提出をもって「書面での協議」とし、受託候補者決定・契約締結をもって「承諾」とみなされる。 ②契約締結後（業務開始前）：契約を締結した後に、実際に再委託業務を開始する前の段階で、別途協議書等を提出して承諾を得る。	再委託は、企画提案段階で再委託の予定を明示してください。なお、再委託については、再委託が必要な正当な理由がある場合には、県と書面による協議の上、県が承認することで可能です。
3	仕様書 6(1)表下の注記	「令和7年度産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の採択結果により改革先導拠点が4校となる場合がある旨、また3校となった場合は契約金額を按分により減額する旨の記載があります。①拠点数（3校／4校）が確定する時期、②4校となった場合の委託上限額（5,200千円）の取扱い（据置か、増額か）について、ご教示ください。	拠点数が確定する時期は未定です。 4校となった場合の委託上限額は、据置の扱いとなります。

質問に対する回答書

件名：「高校教育改革推進支援」業務委託

NO.	項目	内容	回答
4	仕様書 6(1)イ・6(2)イ・9(7)	各改革先導拠点との打合せ（原則月1回以上）および県との定例打合せ（月3～4回程度）について、①対面・オンラインの想定比率、②対面を要する場合の実施場所（拠点校／県庁等）をご教示ください。また、③これらの移動に伴う旅費・交通費は委託料（5,200千円）に含まれるとの理解でよいか、ご確認ください。	実施にあたっては、教育委員会、事業者、各改革先導拠点で協議し、それぞれの状況に応じて適切な回数及び場所で開催いたします。 定例打合せの移動に伴う旅費・交通費は委託料（5,200千円）に含まれます。
5	仕様書 6(2)ア	「全国の出組事例の収集・提供、現地調査候補地の提供」について、他県先進校等への現地調査（視察）を受託者が企画・同行・実施することを想定されていますか。想定される場合、当該視察に係る旅費（受託者分・県職員同行分の別）は委託料に含まれるか、ご教示ください。	他県先進校等への現地調査（視察）を受託者が企画・同行・実施することは想定しておりません。 ただし、事業の趣旨や内容を踏まえ、提案内容として必要性が認められる場合に、これらの費用を委託料の積算に含めることを妨げるものではありません。
6	仕様書 6(1)イ	生徒募集に向けた広報（学校説明会・Web・SNS等）について、本業務の範囲は「内容・手法に関する助言」までとの理解でよいでしょうか。広報物（チラシ・Web・動画・SNS等）の実制作や広告出稿に係る費用が発生する場合、その制作費・出稿費は委託料に含まれるか、別途県が負担されるかをご教示ください。	本業務の範囲はお見込のとおりです。 広報物に係る実費については、委託料に含める想定ではありません。また、別途県が負担する予定もございません。 ただし、事業の趣旨や内容を踏まえ、提案内容として必要性が認められる場合に、これらの費用を委託料の積算に含めることを妨げるものではありません。
7	仕様書 6(1)表下の注記	（改革先導拠点が4校/3校となる場合）国の採択結果により拠点数が確定する時期の見込みをご教示ください。	拠点数が確定する時期は未定です。
8	仕様書 6(1)イ	生徒募集に向けた広報について、本業務で受託者に求められる範囲は「内容・手法に関する助言」までという理解でよろしいでしょうか。そのほか、期待されている効果があれば、ご教示ください。	本業務の範囲はお見込のとおりです。 仕様を考慮した上での御提案をお願いします。
9	仕様書 6(2)ア	「現地調査候補地の提供、関係者調整等」について、期待されている役割や効果を可能な範囲でご教示ください。	仕様を考慮した上での御提案をお願いします。
10	仕様書 6(2)ウ	「実行計画の策定に必要な情報収集・提供や、計画内容に関する提案等」について、期待されている内容があれば、ご教示ください。	仕様を考慮した上での御提案をお願いします。
11	募集要項 12プロポーザルに係る日程	選考審査委員会令和8年8月下旬(予定)とのことですが、現時点での候補日程があれば、ご教示いただけますと幸いです。	日時：令和8年8月24日(月)午前 形式：オンライン(Zoom)での開催を予定しております。 選考審査委員会の詳細については、企画提案者に別途通知します。
12	仕様書 6(1)表下の注記	仕様書6(1)において、現在3校が改革先導拠点として記載される一方、「採択結果により改革先導拠点が4校となる場合がある」「3校となった場合には拠点数に応じて契約金額を按分し、3校相当額に減額する」とあります。企画提案時点では、対象拠点数を3校、4校のいずれとして業務内容及び見積額を設計すればよいでしょうか。	対象拠点数は4校として業務内容及び見積額を設計してください。

質問に対する回答書

件名：「高校教育改革推進支援」業務委託

NO.	項目	内容	回答
13	仕様書 6 (1)イ	大原高等学校の事業では、館山総合高等学校及び銚子商業高等学校との3校連携が示されています。本業務における「改革先導拠点との月1回以上の打合せ」は、大原高等学校のみを対象とするのか、連携校2校との打合せも含むのか御教示ください。	NO.4の回答を御覧ください。
14	－	各校において、令和8年度中に予定している施設整備、教育課程改編、コース設置、外部連携等のスケジュールを御提供いただくことは可能でしょうか。	提供することは出来ません。
15	仕様書 6 (1)イ	改革先導拠点との打合せについてもオンライン実施が可能とされていますが、現地訪問について県が想定する最低回数または目安はありますか。	NO.4の回答を御覧ください。
16	募集要項 4応募資格	募集要項4において、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有することと記載ありますが、契約締結時までに取得見込みでの参加は可能でしょうか。	企画提案書等の提出日において、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有していることを要件としています。 契約締結時までの取得見込みでの参加は認めておりません。
17	－	企画提案の検討に当たり、各改革先導拠点が国へ提出した事業計画書、申請書または採択時の提案資料を提供いただくことは可能でしょうか。	提供することは出来ません。
18	募集要項 8 参加手続き (3)エ(ⅰ)	様式第3号「企業（団体）概要」に記載する契約受注実績（概ね3年以内・3件以内）について、現在履行中で完了前の事業を実績として記載することは可能でしょうか。また、再委託により受託している事業を記載することは可能でしょうか。	完了している事業を記載してください。 再委託の実績は認めておりません。
19	仕様書 6 (1)	全拠点校の申請計画について、その内容を共有いただくことは可能でしょうか。また、文部科学省からの所見について、差し支えない範囲で指摘事項及び改善に係る助言の内容を共有いただくことは可能でしょうか。	提供することは出来ません。
20	仕様書 6 (1)表下の注記	採択結果により拠点が4校となる場合について、企画提案説明書における拠点数の前提はどのように取り扱えばよいでしょうか。	NO.12の回答を御覧ください。
21	仕様書 6 (2)イ	県との定例打合せ（月3～4回程度）について、オンラインでの実施は可能でしょうか。また、対面での実施が必須となる回や場面が想定される場合は、その内容をお示しいただけますでしょうか。	NO.4の回答を御覧ください。
22	仕様書 6 (2)ウ	高等学校教育改革実行計画について、現在の策定状況及び今後のスケジュール、並びに受託者に期待する支援の範囲をお示しいただけますでしょうか。	提供することは出来ません。
23	募集要項 8 参加手続き (3)エ(ⅰ)	企画提案説明書の匿名化について、応募者名以外に匿名化が必要となる対象をお示しいただけますでしょうか。（例：協力者の名称・所属、企業ロゴ、商品・サービス名、独自手法の名称、実績の記載から応募者が推測される記述等の取扱い）	提案書の匿名性の観点から直接的に提案者が特定されないように御留願いたします。
24	様式第2号	業務委託見積書（様式第2号）の積算根拠等について、記載例が確認できませんでしたので、参考となる記載例をお示しいただけますでしょうか。	仕様書の業務内容に応じて積算してください。

質問に対する回答書

件名：「高校教育改革推進支援」業務委託

NO.	項目	内容	回答
25	－	高校教育改革推進については、今後も各種調達が行われると推察しております。業務特性が異なることから、本業務を受託することによって高校教育改革推進に係る他業務への入札について参加制限等は生じない認識でよろしいでしょうか。 上記と関連して、本業務を受託した場合、本業務の受託者と資本関係のある会社についても、高校教育改革推進に係る他業務への入札について参加制限は生じない認識でよろしいでしょうか。	本業務は、他業務を受託していることによる制限はありません。 現時点で、高校教育改革推進に係る他業務の入札は未定です。なお、個別の業務への参加の可否については、当該業務の公募時に示す実施要領、募集要項等に定める参加資格要件を御確認ください。
26	仕様書 6 (1)	アドバイザー人数は何名程度を想定していますでしょうか。人数指定はありますでしょうか。	仕様を考慮した上での御提案をお願いします。
27	仕様書 6 (1)表下の注記	国の事業採択結果（拠点数が3校または4校になる決定）が判明する時期はいつ頃を予定していますか。また、3校に減額となる場合の減額調整の基準（均等按分か、拠点ごとの個別積算か）について教示ください。	拠点数が確定する時期は未定です。 具体的な減額調整は、発注者と受注者で協議します。
28	仕様書 6 (1)イ	改革先導拠点が4校となる場合として、類型3（ないし類型1～3の組合せ）の改革先導拠点を創出されると思いますが、具体的支援を提案するにあたり、現在の事業計画及び内容を開示することはできますでしょうか。	提供することは出来ません。
29	仕様書 6 (1)イ・6 (2)イ	拠点校への月1回以上のアドバイザー業務や、県との月3～4回程度の定例打合せについて、対面実施とオンライン実施の想定割合（目安）はありますか。また、現地調査等に伴う旅費交通費は委託料上限（5,200千円）に含めて積算することよろしいでしょうか。	NO.4の回答を御覧ください。
30	仕様書 6 (1)イ	改革先導拠点への具体的支援の内容として、各類型ごとの詳細なカリキュラムまで必要でしょうか。	仕様を考慮した上での御提案をお願いします。

【留意事項】

- ・質問内容については、趣旨を損なわない範囲で要約・調整しています。
- ・本回答に対する再質問はできません。御了承ください。